

令和7年11月28日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第三号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 吉野恭正（葛飾支部）

処分年月日 令和7年11月28日（理事会議決日）

処分内容 廃業の勧告（東京都行政書士会会則第23条第1項第三号）

処分理由 (違反している規則、会則)

- ①行政書士法第6条の4（変更登録）
- ②行政書士法第8条第2項（事務所）
- ③行政書士法第10条（行政書士の責務）
- ④行政書士法第13条（会則の遵守義務）
- ⑤日本行政書士会連合会会則第44条（変更登録の申請）
- ⑥東京都行政書士会会則第18条（会員の責務等）
- ⑦東京都行政書士会会則第20条（業務の公正保持）
- ⑧東京都行政書士会会則第28条の2（領収証）
- ⑨東京都行政書士会苦情解決支援委員会規則第12条第1項（対象会員の義務）

一 被処分者は、登録上の事務所所在地である東京都葛飾区新宿5-24-13の建物には行政書士事務所の実態が無く、北海道札幌市の共同住宅の1室において行政書士業務を行っている。なお、令和6年3月頃までは、登録上の事務所所在地である葛飾区新宿5-24-13の建物と登録の無い札幌市の共同住宅の1室で、行政書士業務を行っていたと認められる。これらは、行政書士法第6条の4、同法第8条第2項、同法第13条、日本行政書士会連合会会則第44条に違反する。

一 被処分者は、依頼者から報酬を受領しながら、領収証を交付しなかったものと認められる。これは、東京都行政書士会会則第28条の2、行政書士法第13条に違反する。

一 被処分者は、受任した事件につき手数料を受領しながら、依頼者からの連絡に対応せず、業務を行わず、かつ、受領した手数料の返還もしていない。これは、行政書士法第10条、同法第13条、東京都行政書士会会則第18条、同会則第20条に違反する。

一 被処分者は、苦情解決支援委員会からの呼び出しに応じず、綱紀委員会からの再三の呼び出しにも応じていない。これは、東京都行政書士会苦情解決支援委員会規則第12条第1項、行政書士法第13条に違反する。以上の理由から上記の処分を科す。